

徳島県規則第二十二号

徳島県用度事業特別会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県用度事業特別会計規則の一部を改正する規則

徳島県用度事業特別会計規則（昭和四十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 共用自動車 特別会計に属する自動車で経営戦略部管財課（以下「管財課」という。）に所属するものうち貸与自動車を除いたものをいう。

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第四条第一項中「管財課長に」を「経営戦略部管財課長（以下「管財課長」という。）に」に改める。

第七条の見出しを「（運転者付き共用自動車の配車要求）」に改め、同条第一項中「共用自動車」を「運転者付き共用自動車（共用自動車のうち運転者を配置するものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項を削る。

第八条の見出しを「（運転者付き共用自動車の配車）」に改め、同条中「前条第一項」を「前条」に、「共用自動車」を「運転者付き共用自動車」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「及び貸出自動車」を削る。

第十条（見出しを含む。）中「及び貸出自動車」を削り、同条第一号中「共用自動車」を「運転者付き共用自動車」に改め、同条第二号中「貸出自動車」を「共用自動車（運転者付き共用自動車を除く。）」に改める。

第十一条を次のように改める。

（運転の記録）

第十一条 共用自動車の運転者は、運転を終えたときは、直ちに走行キロ数、給油量及び高速道路等通行料金を県有車両予約システム（徳島県県有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）第七条第二項に規定する県有車両予約システムをいう。）に記録しなければならない。

第十五条を次のように改める。

（共用自動車及び貸与自動車の更新基準）

第十五条 共用自動車及び貸与自動車の更新基準は、知事が別に定める。

第十七条の見出しを「（貸与自動車の保管転換）」に改め、同条第一項中「共用自動車」、「及び」及び貸出自動車」を削り、「三年」を「五年」に改め、同条第二項中「共用（貸与・貸出）自動車保管転換申請書」を「貸与自動車保管転換申請書」に改め、同条第三項中「共用（貸与・貸出）自動車保管転換承認書」を「貸与自動車保管転換承認書」に改める。

様式第二号中

添付書

を

添付書

に改め、同様式の注の2中「

記入し、運転日誌に添付して」を「記入して」に改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号 削除

様式第八号中「共用（貸与・貸出）自動車保管転換申請書」を「貸与自動車保管転換申請書」に改める。

様式第九号中「共用（貸与・貸出）自動車保管転換承認書」を「貸与自動車保管転換承認書」に改める。

附 則

この規則は、令和五年五月一日から施行する。